



愛媛県報

発行 愛媛県

平成30年7月17日火曜日 第2993号

◇ 目 次 ◇ 規 則

愛媛県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則..... (障がい福祉課) ... 561

告 示

救急病院の協力申出..... (医療対策課) ... 564

指定自立支援医療機関の指定..... (障がい福祉課) ... 564

大規模小売店舗の変更の届出の概要等..... (経営支援課) ... 564

農用地利用配分計画の認可申請..... (農政課農地・担い手対策室) ... 564

建設業者の許可の取消し..... (中予地方局管理課) ... 565

道路の区域変更(県道皿ヶ嶺公園滑川線)..... (") ... 565

道路の供用開始(")..... (") ... 565

公 告

県民向け災害情報発信システム構築事業の委託..... (防災危機管理課) ... 565

モニタリングステーション及びポスト移設・更新業務の委託..... (原子力安全対策課) ... 566

雑 報

環境影響評価準備書について..... (環境政策課) ... 567

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

規 則

○愛媛県規則第36号

愛媛県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年7月17日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

第1条 愛媛県身体障害者福祉法施行細則(昭和34年愛媛県規則第24号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前						
<p>様式第3(第6条関係) 身体障害者診断書・意見書(障害用)</p> <p>総括表</p> <table border="1"> <tr><td>省略</td></tr> <tr> <td>注意1 障害名には、現在起こっている障害、例えば両眼視力障害、両耳ろう、右上下肢麻痺、心臓機能障害等を記入し、原因となつた疾病には、<u>緑内障</u>、先天性難聴、脳卒中、僧帽弁膜狭窄等原因となつた疾患名を記入してください。</td> </tr> <tr><td>2~4 省略</td></tr> </table> <p>省略</p> <p>別紙 省略</p>	省略	注意1 障害名には、現在起こっている障害、例えば両眼視力障害、両耳ろう、右上下肢麻痺、心臓機能障害等を記入し、原因となつた疾病には、 <u>緑内障</u> 、先天性難聴、脳卒中、僧帽弁膜狭窄等原因となつた疾患名を記入してください。	2~4 省略	<p>様式第3(第6条関係) 身体障害者診断書・意見書(障害用)</p> <p>総括表</p> <table border="1"> <tr><td>省略</td></tr> <tr> <td>注意1 障害名には、現在起こっている障害、例えば両眼失明、両耳ろう、右上下肢麻痺、心臓機能障害等を記入し、原因となつた疾病には、<u>角膜混濁</u>、先天性難聴、脳卒中、僧帽弁膜狭窄等原因となつた疾患名を記入してください。</td> </tr> <tr><td>2~4 省略</td></tr> </table> <p>省略</p> <p>別紙 省略</p>	省略	注意1 障害名には、現在起こっている障害、例えば両眼失明、両耳ろう、右上下肢麻痺、心臓機能障害等を記入し、原因となつた疾病には、 <u>角膜混濁</u> 、先天性難聴、脳卒中、僧帽弁膜狭窄等原因となつた疾患名を記入してください。	2~4 省略
省略							
注意1 障害名には、現在起こっている障害、例えば両眼視力障害、両耳ろう、右上下肢麻痺、心臓機能障害等を記入し、原因となつた疾病には、 <u>緑内障</u> 、先天性難聴、脳卒中、僧帽弁膜狭窄等原因となつた疾患名を記入してください。							
2~4 省略							
省略							
注意1 障害名には、現在起こっている障害、例えば両眼失明、両耳ろう、右上下肢麻痺、心臓機能障害等を記入し、原因となつた疾病には、 <u>角膜混濁</u> 、先天性難聴、脳卒中、僧帽弁膜狭窄等原因となつた疾患名を記入してください。							
2~4 省略							

第2条 愛媛県身体障害者福祉法施行細則の一部を次のように改正する。

様式第3視覚障害の状況及び所見の項を次のように改める。

視覚障害の状況及び所見

1 視力

	裸眼視力	矯正視力						
右眼		×	D	⊖	cyl	D	Ax	°
左眼		×	D	⊖	cyl	D	Ax	°

2 視野

ゴールドマン型視野計

(1) 周辺視野の評価 (I / 4)

① 両眼の視野が中心10度以内

	上	内上	内	内下	下	外下	外	外上	合計	
右										度 (≦80)
左										度 (≦80)
② 両眼による視野が2分の1以上欠損 (はい・いいえ)										

(2) 中心視野の評価 (I / 2)

	上	内上	内	内下	下	外下	外	外上	合計	
右									①	度
左									②	度

両眼中心視野角度 (I / 2) $(\text{①と②のうち大きい方} \times 3 + \text{①と②のうち小さい方}) / 4 = \text{ } \text{度}$

又は

自動視野計

(1) 周辺視野の評価

両眼開放エスターマンテスト 両眼開放視認点数 $\text{ } \text{点}$

(2) 中心視野の評価 (10-2 プログラム)

右 ③ 点 (≧26dB)

左 ④ 点 (≧26dB)

両眼中心視野視認点数 $(\text{③と④のうち大きい方} \times 3 + \text{③と④のうち小さい方}) / 4 = \text{ } \text{点}$

3 現症

	右	左
前眼部		
中間透光体		
眼底		

視
野
コ
ピ
ー
貼
付

(注) ゴールドマン型視野計を用いた視野図を添付する場合には、どのイソプタ
が $1/4$ の視標によるものか、 $1/2$ の視標によるものかを明確に区別でき
るように記載すること。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の愛媛県身体障害者福祉法施行細則様式第3視覚障害の状況及び所見の項の規定は、この規則の施行の日以後の診断に係る書類について適用し、同日前の診断に係る書類については、なお従前の例による。

告 示

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第710号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定による救急病院である。
平成30年 7月17日

名 称	所 在 地	開 設 者 名	認 定 の 有 効 期 限
松山笠置記念心臓血管病院	松山市末広町18番地2	社会医療法人笠置記念胸部外科	平成33年7月14日まで

○愛媛県告示第711号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。
平成30年 7月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

名 称	所 在 地	開設者の氏名又は名称	担当しようとする医療の種類	指定年月日
ひまわり薬局	新居浜市中村松木一丁目12番5号	株式会社 トリニティ	薬局（育成医療・更生医療）	平成30年6月1日
オレンジ薬局	新居浜市中村松木一丁目7番7号	株式会社 トリニティ	薬局（育成医療・更生医療）	平成30年6月1日

○愛媛県告示第712号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。
当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。
平成30年 7月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 年 月 日	届 出 の 年 月 日
スーパードラッグコスモス北条店	松山市北条辻1130番外	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社 代表取締役 田中 敬士	三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社 代表取締役 神代 顕彰	平成30年4月1日	平成30年7月5日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。
なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第713号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）

第18条第1項の規定に基づき、農地中間管理機構公益財団法人えひめ農林漁業振興機構から農用地利用配分計画の認可申請があった。
当該農用地利用配分計画は、愛媛県農林水産部農政企画局農政課

農地・担い手対策室において告示の日から2週間公衆の縦覧に供する。

平成30年 7月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住 所	所在及び地番	面積 (㎡)
西宇和農業協同組合	愛媛県八幡浜市江戸岡一丁目12番10号	愛媛県西宇和郡伊方町仁田之浜上手261番1ほか7筆	3,966

2 申請年月日

平成30年 7月 5日

○愛媛県告示第714号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成30年 7月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

許 可 番 号	許 可 年 月 日	商 号 又 は 名 称	代 表 者 氏 名	主 たる 営 業 所 の 所 在 地	取 消 年 月 日	取 り 消 し た 建 設 業 の 種 類	取 消 し の 原 因 とな った 事 実
(般-27)第7422号	平成27年12月15日	新松園	上野 優	松山市新浜町9-15	平成30年6月6日	造園工事業	建設業の廃止

○愛媛県告示第715号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成30年 7月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	皿ヶ嶺公園滑川線	東温市明河字海上甲45番1	旧	メートル 3.6~4.9	キロメートル 0.036	
			新	3.6~9.9	0.036	

○愛媛県告示第716号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のようを開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成30年 7月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	皿ヶ嶺公園滑川線	東温市明河字海上甲45番1	平成30年 7月17日

公 告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成30年 7月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 入札に付する事項

(1) 件名

県民向け災害情報発信システム構築事業委託業務

(2) 委託業務名及び数量

入札説明書及び仕様書による。

(3) 委託業務の内容等

仕様書による。

(4) 委託期間

契約締結日から平成31年2月28日まで

(5) 委託業務の履行場所

仕様書による。

(6) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、平成29年度、平成30年度及び平成31年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められ、かつ「特定調達参加希望」の登録をしている業者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 過去10年以内に国又は地方公共団体の震度情報ネットワークシステム又は類似の情報収集設備（複数の観測点等から通信回線を用いて伝送されるデータをサーバ等に集約し、処理・配信を行うシステム）の納入実績を有し、委託業務の委託期間内に適正かつ確実に履行できる体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

愛媛県県民環境部防災局防災危機管理課防災情報係

〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話 (089)912 2318

- (2) 入札書の受領期限

開札の日時に開札の場所へ持参して提出するか、又は平成30年8月27日（月）午前10時00分まで（必着）に⁽¹⁾に掲げる場所に郵送（書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの。以下「郵便等」という。）により提出すること。

- (3) 入札説明書の交付方法

ア (1)に掲げる場所で交付する。

イ 交付期間

公告の日から平成30年8月10日（金）まで。ただし、執務時間中（土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時15分までをいう。以下同じ。）に限る。

- (4) 開札の日時及び場所

平成30年8月27日（月）午後1時30分

愛媛県庁第1別館3階 災害対策室

- (5) 入札書の提出方法

持参又は郵便等により提出すること。電送による提出は認めない。

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。

- (3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）を知事に提出し、入札参加資格の確認を受けること。

なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

ア 確認申請書の受領期限

平成30年8月10日（金）午後5時15分までに、3の⁽¹⁾に掲げる場所へ持参して提出、又は郵送すること。

- (4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

- (5) 契約書作成の要否

要

- (6) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を期間内に確実に遂行できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

- (7) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the service to be rendered:

Construction of disaster information system for citizen , 1 set

- (2) Time limit of tender: 1:30 p.m. , 27 August 2018

(tenders submitted by mail: 10:00 a.m. , 27 August 2018)

- (3) For further information , please contact: Disaster Prevention

Information Section , Disaster Prevention and Crisis Management Division , Disaster Prevention Subdepartment , Public Affairs and Environment Department , Ehime Prefectural Government , 4 4 2 Ichibancho , Matsuyama , Ehime 790 8570 Japan

Tel 089 912 2318

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成30年7月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 入札に付する事項

- (1) 件名

モニタリングステーション及びポスト移設・更新業務の委託

- (2) 委託業務名及び数量

モニタリングステーション及びポスト移設・更新業務 一式

- (3) 委託業務の内容等

入札説明書等による。

- (4) 委託期間

契約日から平成31年2月1日（金）まで

- (5) 委託業務の履行場所

入札説明書等による。

- (6) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円

未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、平成29・30・31年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められ、かつ、「特定調達参加希望」の登録をしている業者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 委託業務を委託期間内に適正かつ確実に履行できる体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 4の(3)に掲げる提出期限の日から落札者の決定の日までの間に、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。
- (4) 過去5年間程度に、国、地方公共団体等と種類及び規模が同様の契約の実績があること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

愛媛県県民環境部防災局原子力安全対策課
〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話番号 (089)912 2352(ダイヤルイン)

- (2) 入札書の受領期限

平成30年8月27日(月)午後2時まで

- (3) 入札説明書の交付方法

(1)に掲げる場所で交付する。

- (4) 開札の日時及び場所

平成30年8月27日(月)午後2時

愛媛県庁第二別館3階 県民環境部会議室

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条から第137条までの規定による。

- (3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した委託業務を委託期間内に確実に履行できることを証明する書類等を、入札説明書等に基づき次の期限までに提出しなければならない。

なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

提出期限：平成30年8月14日(火)午後5時まで

- (4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

- (5) 契約書作成の要否

要

- (6) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を期間内に確実に遂行できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条第1項の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

- (7) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the service to be rendered: Business in accordance with the relocation and replacement of Radiation Monitoring Station and Radiation Monitoring Post , 1 set
- (2) Time limit of tender: 2:00 p.m . , 27 August 2018
- (3) For further information , please contact: Nuclear Power Safety Division , Public Affairs and Environment Department , Ehime Prefectural Government , 4 4 2 Ichibancho , Matsuyama , Ehime 790 8570 Japan
TEL 089 912 2352

雑 報

○公 告

環境影響評価準備書について

愛媛県環境影響評価条例(平成11年愛媛県条例第1号)第13条第1項の規定により、次の対象事業に係る環境影響評価準備書を作成したので、同条例第15条の規定により、次のとおり公告する。

なお、この環境影響評価準備書について、環境の保全の見地からの意見を書面により提出することができる。

平成30年7月17日

株式会社松山パーク

代表取締役 大野 剛 嗣

- 1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

- (1) 事業者の名称 株式会社松山パーク

- (2) 代表者の氏名 代表取締役 大野 剛嗣

- (3) 主たる事務所の所在地 松山市西垣生町2892番地

- 2 対象事業の名称、種類及び規模

- (1) 名称 株式会社松山パーク廃棄物焼却施設整備事業

- (2) 種類 産業廃棄物焼却施設の設置の事業

ごみ焼却施設の設置の事業

- (3) 規模 1日当たりの処理能力120トン1基

- 3 対象事業が実施されるべき区域

愛媛県松山市西垣生町2892番地(株式会社松山パーク内)

- 4 対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲

愛媛県松山市及び伊予郡松前町

- 5 環境影響評価準備書の縦覧の場所、期間及び時間

- (1) 縦覧場所

愛媛県庁環境政策課(愛媛県松山市一番町四丁目4番地2)

松山市役所廃棄物対策課(愛媛県松山市二番町四丁目7番地2)

松山市役所垣生支所(愛媛県松山市西垣生町1225番地1)

松前町役場保健福祉部町民課(愛媛県伊予郡松前町筒井631番地)

株式会社松山パーク(愛媛県松山市西垣生町2892番地)

- (2) 縦覧期間 平成30年7月17日から平成30年8月17日まで

(土曜日、日曜日及び「国民の祝日に関する法律」に規定する休日及び閉庁日は除く。)

(3) 縦覧時間 9時から17時まで

6 環境影響評価準備書についての意見書の提出期限及び提出先並びに意見書に記載すべき事項

(1) 提出期限 平成30年9月1日

(2) 提出先

〒791 8044 愛媛県松山市西垣生町2892番地 株式会社松山パーク

(3) 意見書に記載すべき事項

ア 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

イ 意見書の提出の対象である環境影響評価準備書に記載された対象事業の名称

ウ 環境影響評価準備書についての環境の保全の見地からの意見(日本語により、意見の理由を含めて記載すること。)

7 説明会の開催を予定する日時及び場所

(1) 日時 平成30年8月11日(土)13時00分から15時00分まで

(2) 場所 垣生公民館(愛媛県松山市西垣生町1228番地)